

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画

都市計画 茂里町地区計画

（平成12年11月8日）

名 称	茂里町地区計画	
位 置	長崎市茂里町	
面 積	約 2.6 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市の再生を目指した「ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想」の区域内に存し、JR長崎本線に隣接する地区である。そこで土地利用の転換と土地の高度利用を推進するため、地区計画の策定により建築物等の規制、誘導を行い、安全、快適で良好な市街地環境を創出、維持、増進し、併せてJR長崎本線の連続立体交差事業の円滑な推進にも寄与する市街地の実現を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本市の都市軸を構成することから、土地利用の転換と土地の高度利用を推進するとともに、地区周辺の居住環境にも配慮した良好な市街地の形成を図る。</p> <p>南北交通の主要軸である都市計画道路江戸町道の尾線（国道206号、以下国道206号と称す）に接する利点を生かし、交通拠点としての利便性の向上を図る。</p>
	地区施設等の整備方針	<p>国道206号から本地区へのアクセスを高めるとともに、付近交通渋滞の緩和のため、国道206号に左折帯を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>JR長崎本線の連続立体交差事業に寄与するため、JR長崎本線東側の建築物等の壁面の後退を行う。</p> <p>国道206号側においては、歩道及び新世代下水道支援事業（水循環再生型）と一体となった安全で快適な歩行者空間を確保するため、建築物等の壁面の後退を行う。</p> <p>また、良好な市街地を整備・保全するために、建築物等の形態・意匠等について必要な基準を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
		建築物の壁面の位置の制限	J R長崎本線側の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面については、J R長崎本線の連続立体交差事業との調整を行い、その位置を定めるものとする。 また、計画図に示す国道206号側の敷地における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、官民境界より2.0m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋上の給水タンク等の設備類は、長崎港を取り囲む山頂などから見えないうように、屋根又はそれに類するもので覆うものとする。 また、広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するものを原則として屋上に設けてはならない。
備 考			

「区域は計画図表示のとおり」